#### 衆議院 院 上 例 東海ブロックニュ

2006年 12月06日 第47号

名古屋市中区新栄三丁目十二番二十七号電話 〇五 [(二六四) 〇八三(1 FAX (二六四) 〇八五(1 下四) ○八五(1 下 日本共産党衆議院比例東海ブロック事務所

井上さとし 参院議員の 国会質問で

## 教基法改悪案の問題点、 浮かび上がる

「やらせ質問」での党県委員会の申し入れ

別委員会の集中審議が行わ11月30日、教育基本法特 前と午後の2回質問に立ちま 井上さとし参院議員が午

#### 法案作成は同「やらせ質問」: 一旅類と

M)での「やらせ質問」を依いてのタウンミーテング (T の作成を行なった部署と同一 頼した部署が、 この中で、教育基本法につ 教育基本法案



質問する井上議員(30日)

います。 向者だったなど、具体的に書かれて 電話をうけたのが文科省からの出 から直接県教委に依頼があり、その し入れへの回答文書を示して追及 て岐阜県教育委員会に提出した申 県委員会と大西県議がTMについ であることを明らかにさせました。 しました。 午前の質問で井上議員は、党岐阜 それには、当時、 文科省

接関与が浮かび上がりました。 が崩れ、文科省の「やらせ」への直 はお手伝い」というこれまでの答弁 これにより、内閣府主催で文科省

室)が行なっていたことを認めまし た。きわめて重大で、井上議員は、こ 改革官室」 成を、法案作成の部署である「教育 んな法案は廃案しかない」と迫りま 午後の質問で更に追及。 やらせ」質問の依頼や質問作 (のちに教育改革推進 文科省

#### の趣旨に反する政府案は最高裁判決

旨を踏まえて改定した」としている問題を10条を政府が、「旭川学テ最高裁判決の趣別委員会で、「不当な支配」を禁じた現行12月5日、井上参院議員は教育基本法特 質問しました。

ることを認めました。 も「不当な支配」をおこなう主体となりう が主体を限定しておらず、 この質疑で、 Oておらず、国や教育委員会 伊吹文科相は、最高裁判決

明らかに最高裁判決の趣旨に反いることに なります。 と答弁しています。 そうなれば、政府案は当な支配にならないことが明確になった」 府案で「教育委員会による通知や命令は不 小坂前文科大臣は以前 政府案は 今回の政

府案の問題が一層浮かび上がりました。い違いを認めようとしませんでしたが、政ない」などと無責任な答弁を繰り返して食 伊吹大臣は「小坂さんのお考えは分から

### 佐々木憲昭衆院議員が質問

# 外資系企業の献金規制撤廃を許すな

委員会」で外資系企業の献金に 議員は、「 政治倫理の確立及び ついて質問しました。 公職選挙法改正に関する特別 12月1日、佐々木憲昭衆院

外資が保有している法人から これまで株式の50%以上を

います。

業から「献金を受けてもよい」とし

て

が禁止されてきました。ところが、提 る」という理由で、献金を受けること は「外国の勢力によって影響を受け

案された法案は、そのような外資系企



質問する佐々木議員(1日)

態は何も変わっていないのに、どうし て影響を受けない会社に変わったと いえるのでしょうか。

は、企業献金禁止です。制を強化しているのです。 制を強化しているのです。 フランスも、この数年の間に外国からの献金規 に言いますが、アメリカもイギリス廃は、欧米諸国の趨勢であるかのよう 提案者は、外資系企業の献金規制撤 企業献金禁止です。

> 実態は、 全く逆なのです。

代したことがきっかけです。 企業であるキャノンの御手洗氏に交が、トヨタ自動車の奥田氏から外資系 が出てきたのは、 こんな世界の流れに逆行する法案 日本経団連の会長

は、企業・団体献金の断言いようがありません。 制の根幹である外資企業献金禁止を 撤廃するところに行き着いたとしか、 が一致して、政治資金規正法の質的規 先が減って困る自民党、民主党の思惑 経団連の思惑と、企業献金をもらえる カネの力で政治に影響を与えたい 企業・団体献金の断固たる禁止で 令 必要なの

れてきた外資 50 %以上の会社が、実

これまで外国の影響を受けるとさ

共産党と社民党は、この法改悪に反対 民主・国民新の賛成多数で可決。日本 しかし、 この改悪は、 自民・

しました。